

会津美里町告示 30 号

会津美里町第 2 次振興計画町民検討会議設置要綱を次のように定める。

平成 21 年 8 月 1 日

会津美里町長 渡 部 英 敏

会津美里町第 2 次振興計画町民検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 総合的なまちづくりの基本方向を示す会津美里町第 2 次振興計画（以下「振興計画」という。）について、町民とともに策定するため、会津美里町第 2 次振興計画町民検討会議（以下「町民検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 町民検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 町民検討会議は、町内に在住し、又は通勤する満 18 歳以上の者を対象として町長が行う公募に応じたすべての者で組織する。

- 2 町民検討会議の円滑な推進を図るため、運営会議を設置することができる。
- 3 運営会議は、町民検討会議の委員若干名で組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、振興計画の策定の終了をもって終わるものとする。

(会議)

第 5 条 町民検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 町民検討会議は、座長が招集し主宰する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは副座長がその職務を行う。
- 4 町民検討会議は、原則として公開で行うものとする。

(委員以外の者の意見陳述等)

第 6 条 座長は、必要があると認めるときは、町民検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(報酬)

第 7 条 委員の報酬は、無報酬とする。

(庶務)

第 8 条 町民検討会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、町民検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が町民検討会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、振興計画の策定の終了をもって、その効力を失う。